介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託した場合の流れ

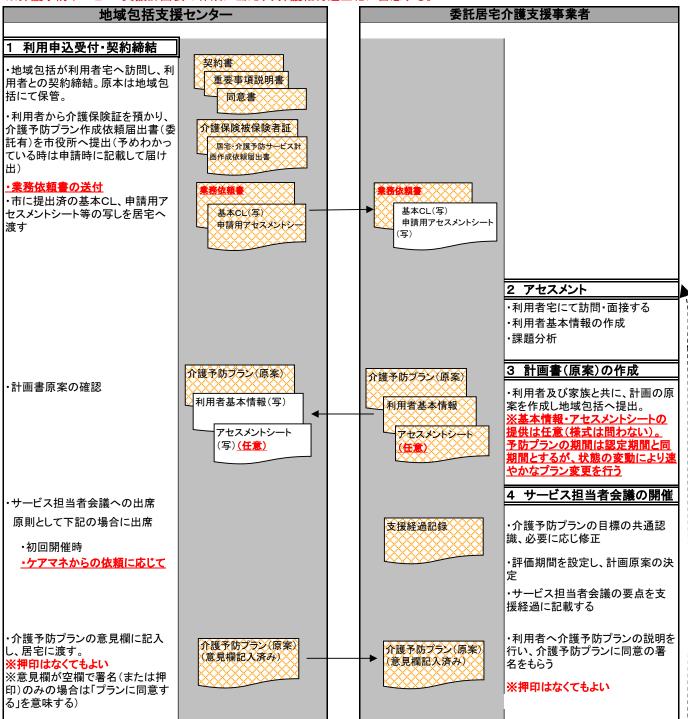
【はじめに】

- 〇以下の業務は、事前に地域包括支援センターと居宅介護支援事業者間との業務委託契約の締結が必要です。
- ○使用様式については、国から示された標準様式を使用します。
- ○介護予防ケアマネジメントにあたっては、「地域包括支援センター業務マニュアル」に基づき行います。
- ○事業対象者の業務委託は、配偶者が要介護や要支援で委託中であるなど、特別な事情がある場合に可能です。
- ○事業対象者の申請に必要な基本チェックリストやアセスメントは、地域包括支援センターが行います。(新規・更新とも) 但し、更新時は委託先ケアマネジャーが責任をもって地域包括に更新手続きを依頼します。

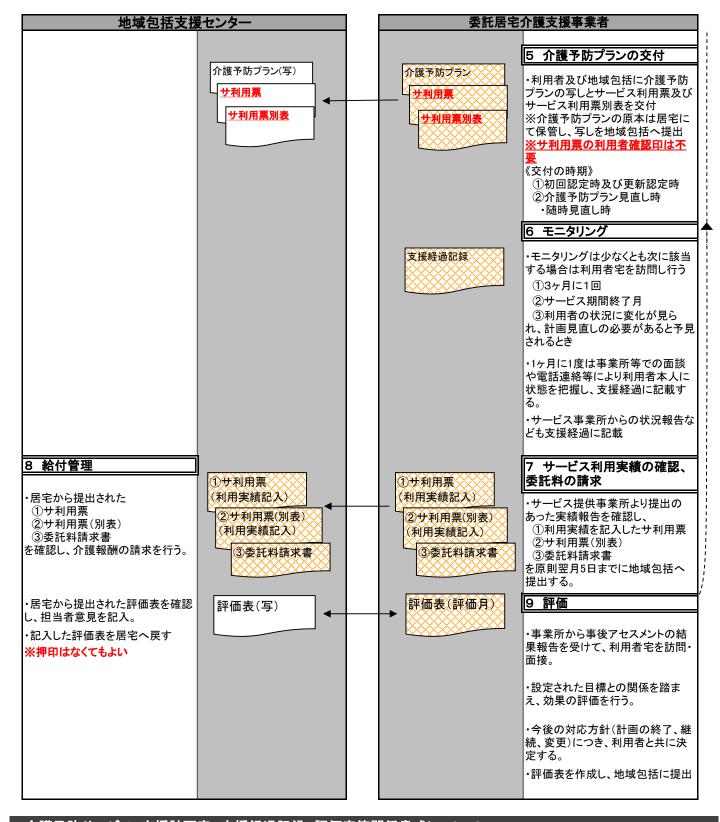
【用語について】

・地域包括→地域包括支援センター・・居宅→居宅介護支援事業者・・介護予防プラン→介護予防ケアマネジメント計画

※介護予防サービス・支援計画表の作成に当たり、介護給付適正化に留意する。



【事業対象者の場合】



介護予防サービス・支援計画表、支援経過記録、評価表等関係書式について

厚生労働省ウェブサイト「総合事業の関係規程等」ページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.htm)内の介護予防ケアマネジメント関係『介護予防ケアマネジメント実施における様式6』、『介護予防ケアマネジメント実施における様式7、8』 からダウンロードできます。

委託契約による介護予防支援業務の終了時の書類の保管等について

主治医意見書(写)、認定情報(写)、特記事項(写)、介護保険被保険者証(写)、基本チェックリスト、利用者基本情報、介護予防プラン、支援経過記録、評価表を居宅→地域包括支援センターへ提出、または居宅介護支援事業所で5年間保管すること。

《根拠:「介護給付費請求書等の保管について」の一部改正について 厚労省老人保健課 平成27年4月1日付け事務連絡》